

## 甲府市における学校林活動の展開

吉田国光・高橋良輔

キーワード：環境教育，森林利用，森林体験，総合学習，甲府市

### I はじめに

#### I-1 研究目的と従来の研究

学校林は、竹本（2005）によれば、学校基本財産造成を目的として、1890年の「地方学事通則」に起源を發した。1895年に「牧野伸顕文部次官が学校樹栽日を導入した」ことにより、学校林が全国に普及したとされている。

しかし、時代を経過するにつれて、木材価格の低迷などにより、学校林は忘れ去られた存在となっていく。坂井（1989）によると、1950年代以降の学校林は、面積、保有校数ともに激減している。高度経済成長以降はさらに減少し、現在と同数程度の低水準で推移している。国土緑化推進機構（2002）によると、2001年において学校林を保有する学校は全国におよそ3,312校ある。国土緑化推進機構の「学校林現況調査」によれば、保有校の内、小学校では70%、中学校では80%が「利用なし」と回答しており、多くの学校林は放置されている。

一方で、竹本（2005）、服部（2003）、小澤（1993）、水野（1989）、植木（1989）、大分県立三重農業高等学校（1984）らの報告からは、日本の各地で学校林活動を継続し、保全を行っている学校も存在することが示された。学校林活動の存立基盤として、父兄などで構成された「後援会」などによる管理体系が示され、学校と地域との結びつきが明らかにされた。

衰退と継続の両者の中で、再活用という動きもある。平吹・荒木（1998）、藤島・大嘉・田邊（2001）は、教育活動で利用する前段階として、現地調査をもとに、学校林の特性に則した教育案の必要性を提示している。奥山・茂田（2003）は、歴史的に全国の学校林を俯瞰した上で、学校林の「森林環境教育との親和性」を示し、衰退していた学校林活動の意義を説いている。さらに近年、総合的な学習の時間（以下、総合学習）の導入と学校林の分取契約の更新時期と重なり、学校林の存在が再び注目されることとなった（山梨県 2001）。国土緑化推進機構などが中心となり、学校林利活用の方策が再考されている。また、近年の森林保全に対する緊急度の高まりも、NPOなどの環境保全団体が、学校林活動に参加する契機と考えられる。

以上のように、学校林に関する既往の成果の主眼は、歴史的経緯や学校林の現況調査、各校の取り組みの紹介に留まる。近年、農林家の減少と、里山の荒廃とともに、樹木に触れる機会が減少しつつある。

学校林自体の面積は、甲府市では1.82ha～3.70haとそれほど広い森林ではない<sup>1)</sup>。学校林活用は、直接的な意味で森林保全には結びつかない。このことから、学校林が果たす役割とは、次世代に向けた森林保全の担い手創出の手助けとなりうると考えられる。このような社会的情勢の中で、若年期の森林での「経験」（トゥアン 1993）

は、森林保全に対する意識を植え付けることにおいて、意義あるものであろう。

本稿では、現在、学校林活動が行なわれている甲府市の4校を事例として、そこでの具体的活動を分析することから、近年の学校林が果たす役割を明らかにすること目的とする。

## I-2 山梨県における学校林の概観

国土緑化推進機構（以下緑推）の実施した学校林現況調査報告によると、2001年現在、山梨県全体では小学校49校、中学校20校が学校林を所有している（第1図）（国土緑化推進機構 1998, 2002）。しかし、実際の利活用は、小学校で18校、中学校6校と少ない。この調査報告は、5年毎に行われている。前回の調査は、2001年に行われたが、その結果と比較すると、現在では、4校の増加が確認されている<sup>2)</sup>。

近年、学校林の活動が増加傾向にあるのは、先述したように、1998年の総合学習の導入決定が最たる要因である。この頃より、学校林を保有しているが、活用していない学校から、県の森林整備

課や緑推に、具体的な活用方策についての問い合わせが増加してきた。その内容とは、長きに渡り中断していたために、整備技術が継承されなかったり、学校林の樹木が巨木化してしまい「どのように整備したら良いのか」といったものである。

これらの問題に対して、県や緑推は支援を実施しているが、技術的なことは教員の異動などで継承が困難になっている。これは、山梨県全体で、学校林活動が急速には拡大していかない障壁の一つである。

一方で、環境教育に熱心な教員の転入により、活動が再開するというケースもある。上野原市立上野原小学校では、環境教育に造詣の深い校長先生の転入が契機となり、活動は活発に行われるようになった。現在、上野原小の学校林活動は、山梨県内でも先進的なものの一つとして挙げられる。

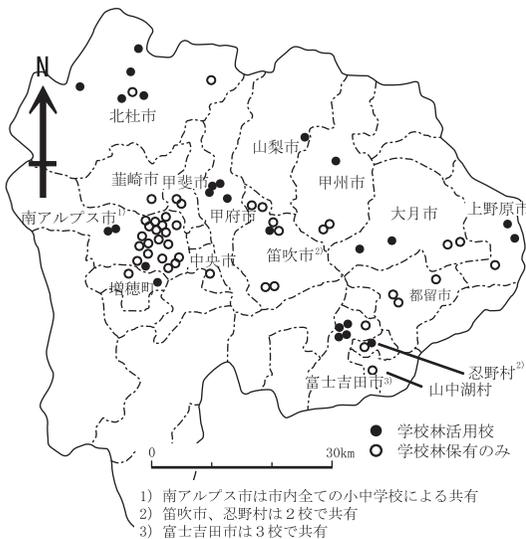
## II 甲府市における学校林の展開

### II-1 学校林の概要

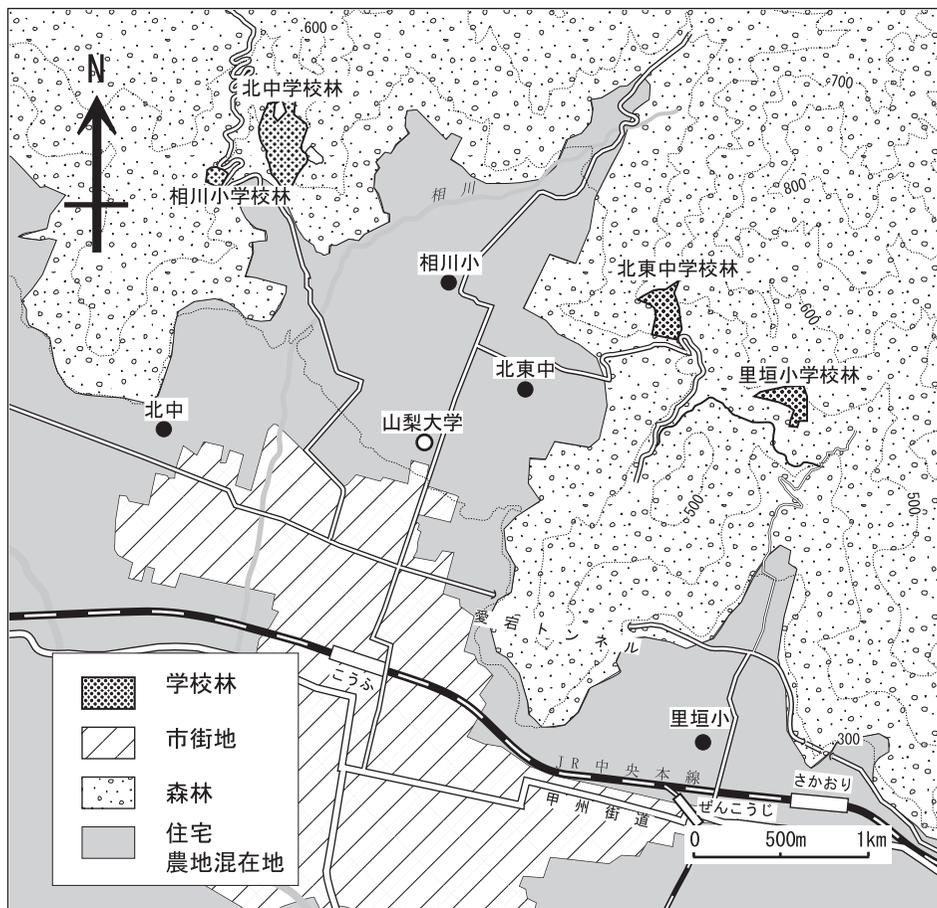
甲府市で学校林を所有する学校は相川小、里垣小、北中、北東中の合計4校である。この4校は、全てJR中央本線より北部の山の麓に立地している（第2図）。

各校で活動内容は異なり、活動の継続年数も異なる。学校林活動についての学校間での情報の交流や共有はない。学校林との位置関係で、3校は校区に隣接しているが、一つは校区から離れている。学校からの距離も、徒歩で行けるところと、徒歩では困難なところがある。山の麓ではあるが立地条件には差異がある<sup>3)</sup>。また、総合学習との関わり、土地の所有形態、整備の方針、県などからの援助形態も異なっている。

甲府市における学校林の土地所有形態は、里垣小、北中が国有林、北東中が県有林、相川小は市有林である。各学校が土地所有者に対して、個別に分取契約を結んでいる。分取の割合は、各校の契約によるが、学校に問い合わせても、教員の異動などを経て、詳細は不明なことが多い。記録が



第1図 山梨県における小中学校の学校林保有校の分布（2006年現在）  
（国土緑化推進機構（2002）：『学校林現況調査報告書』及び、聞き取りにより作成）



第2図 甲府市における学校林所有校  
(各校資料及び、現地調査により作成)

残るのは、北東中と里垣小で、北東中は分収の割合は学校：県＝5：5となっている。一方、国有林である里垣小は、学校：国＝8：2の割合で、一般的な分収契約の比率と大差はない。北東中学校林は、一般的な分収比から逸脱しており、県有林の中で学校林という存在が特殊な森林としての位置づけといえる。

## II-2 学校林の起源・歴史

### 1) 学校林設立に至るまで

各校の学校林導入の、要因や経緯は一様ではなく、各学校がそれぞれの学校林の歴史を持つ（第1表）。

元来、山梨県は他府県に比べて、恩賜県有林の

割合が高い。その歴史的な要因として、幕末から明治にかけて、藩主由来ではない知事が画定した。知事は、既存の入会権などの現地の実態を熟知していなかった。その知事の主導が、入会林と県有林の割合が特異なものとしたのである。

山梨県緑化推進機構によると、現在、学校林となっている山林も、古くは入会林であった。それが、県などに接収され、森林としての経済的価値が低く、用途の少ないものが、学校に「又貸し」されたのが始まりとされる。甲府市における学校林創設の時期は、北東中以外は1950年前後である。明治期からの学校基本財産造成と、国土復興造林計画の一環としての1949年の「第1次学校植林計画」（竹本 2005）から設置された。当時は、学

第1表 甲府市における学校林の展開

年	相川小	里垣小	北中	北東中
1943	草刈り勤労作業。 4500貫の刈り取り。			
1944	学校林伐採作業 (高等科1, 2年)			
1950	学校林について 交付営林署と打ち合わせ			
1952	6年生による下草刈り	50年契約で国有林から 部分林設定	50年契約で国有林から部分林設 定	
1953	1年生PTAが補植作業		ヒノキ苗木を植樹	
1954	PTA役員が下草刈り			
1956	PTA役員が移植作業			
1959	国有林植樹祭に参加			
1960				学校林設定方針を決定
1961			学校林管理を小松町 の組合に依頼	甲府市が人工部分林設定 の承認
2000	契約更新. 甲府林務事務所の指導 のもと下草刈りを実施 5年生の研究授業が行われた			校外学習 (下草刈りなど の整備活動、2回)
2001	総合学習での利用 オイスカによる学校林整備	30年の契約更新 総合学習の場として整備		総合学習として植樹、下 草刈り (2回)
2002	オイスカによる学校林活動参観 学校林推進委員会の発足	学校林推進委員会の発 足	30年の契約更新 利用できるように整備 学校林推進委員会の発足	PTAによる下草刈り 総合学習での下草刈り、 植樹
2003		本格的に活動再開	隣接する国有林と併せて「北中 学校遊々の森」とした	シタケのホダ木設置 下草刈り、自然観察 (年 3回)
2004			全日本学校関係緑化コンクール 学校林活動の部に入選	シタケのホダ木設置 自然観察 (年2回)
2005		隣接する国有林と併せて 「里垣小遊々の森」と した		シタケのホダ木設置 自然観察 (年2回)

(各校資料及び聞き取りにより作成)

学校林を財産として所有すること自体に意義はあった。

## 2) 衰退期

高度成長期以降、木材価格は低迷し、全国の学校林で学校林の財産としての価値は低下した。次第に忘れられた存在になった (坂井 1989, 島田 2003)。甲府市においても例外ではなく表1に示すとおりである。

甲府市における学校林の「空白の時代」は、1960年前後からである。この要因としては、木材価格の低迷と、1957年のスプートニクショック<sup>4)</sup>による、学習指導要領の改訂が考えられる。教員の話によると、学校林活動は、教育課程の中で行

われるために、活動自体は、カリキュラムに左右されやすい存在なのである。

## 3) 再興期

忘れられた存在になっていた学校林は、2000年前後から再認識されるようになる。その契機には二つの要因がある。

一つは、分取契約の更新時期が迫り、契約更新をするか否かの選択を迫られたことである。これにより、教員間で学校林という存在が認識されるようになった。

二つ目は、2002年度より導入された総合学習の導入である。これまでに存在しなかった時限の創設は、学校の教員を困惑させ、対応に苦慮させら

れた。そこで、環境教育の場としての利用価値のある学校林が活用される契機となった。これらの要因は、学校林の存在を表に出し、新たな価値を付与することになった。

## Ⅱ－3 学校林の再活用

### 1) 学校林活動を困難にした要因

先述したように、学校林が再び価値を持つものになった。しかし、その具体的利用方策は、現場の教員だけで策定できるものではなかった。

農業と違い、森林利用は十数年に渡る長期的な管理を必要とする。学校教育は一年サイクルのカリキュラムであるために、森林利用には不向きである。また、教員の間で森林を管理する技術に習熟している者もほぼ皆無である。さらに、教員は学年を持ち上がることがほとんどで、学校林を担当する教員は毎年異なる。

これらのことは、学校林活動を導入するための足かせとなっていた。また、長期間放置されていたために、子どもが安全に学校林に入れる状態ではなかった。総合学習の時間の導入期に、もはや学校が単独で、学校林を再び利用することは困難な状況にあった。

### 2) 支援制度

学校林を再び利用するためには、外部からの支援による基盤整備が必要となった。しかし、民間業者や森林組合に外部委託する資金はない。そのために、山梨県みどり自然課の「学校林活用推進事業」や、山梨県緑化推進機構の「学校林ボランティア活動支援事業」といった助成金や技術的支援の制度は存在する。

山梨県みどり自然課の支援実績は、2004年度に南アルプス市の共同利用の学校林活動に105万円、2003年度に甲府市立北中学校に105万円と春日井町立春日井小・中学校に70万円の事業補助金を供出している。緑化推進機構の補助金は30万円を上限とし、ほとんどの学校は上限30万円の支援を受けている。

しかし、山梨県緑化推進機構によると、これら

の支援制度については、周知されたものではない。甲府市の4校についても公然の事実としては認識されていなかった。

### 3) 外部機関の働きかけ

これらの制度を活用し、学校林が再び利用されるようになるために、重要な役割を担ったのが(財)OISCAである。

「空白の時代」における、各学校の学校林活動は、在職教員により左右された。例を挙げると、北東中では1986年から着任した、大久保氏<sup>5)</sup>が森林に関する造詣が深く、在職中は学校林活動が盛んに行われた。同時期の、他の3校については放置された状態である。

この時期に、北東中のPTA会長をしていた田中氏が(以下、田中氏)、後にOISCAが学校林活動に関わっていく中心人物となる。当時の活動は、PTAによる下草刈りなどの活動で、生徒による積極的な活動でなかった<sup>6)</sup>。この時期の学校林は、環境教育の場としての学校林ではなかった。というのも、森林の維持に終始していたために、財産形成としての場とみなされていたと考えられる(平成13年度 学校林現況調査報告より)。

### 4) 環境教育の場として

学校林が環境教育の場として認識されるようになったのは、2000年の北東中からである。契機としては、1998年前後からOISCAの働きかけと、2000年から校長として再着任した大久保氏の協力からである。

この協力も、学校という特殊な機関であるために、外部からの新規提案は容易に達成されるものではなかった。まず、導入についての戦略が重要であった。PTA会長の任期を終えた田中氏が、以降のPTA会長などに提案をし、教員に話を通すなどの努力が必要であった。このような、障壁を乗り越えて、北東中の学校林が環境教育の場として扱われるようになった。

この北東中での成功例により、OISCAは他校に認知された。総合学習の導入、分収契約の更新

と相まって、2001年から、同校区内にある相川小の学校林活動に参加するようになった。そして、里垣小、北中の学校林活動に参加するようになった。また、契約更新の時期が迫っていたため、田中氏が各校に働きかけるタイミングは絶好の時期であったといえる。

### 5) 「学校林検討委員会」の発足

「学校林検討委員会」の具体的な参与の形態は、活動案の提示、それを実行・継続させるための支援である。実行させるための支援とは、助成金の活用案や、企業メセナなどの支援<sup>7)</sup>を学校に仲介するコーディネイト役である。里垣小を例にとると、学校、OISCAの他に、「甲府市農林振興課・林務環境課」、「山梨森林管理事務所」、「山梨県中北林務環境事務所」、「里垣地区連合自治会」、「社会福祉協議会」、「民生児童協議会」、「青少年育成協議会」、「ふるさと自然文化研究会」、「藤原造林」が学校林に関した会議や活動に参加している。

活動継続のための支援は、教員の異動による中断の解消に有効である。各学校で名称は異なるが、委員会を組織し、役職を固定している。教員の異動や担当教員が変わることによる、活動の中断や消滅の危険性を失くすものである。

現在では、相川小、里垣小、北中で各校とも2002年から設置され、各校の学校林活動が軌道に

乗りつつある。今後、委員会が維持される限り、学校林活動は継続していく素地は整っている。しかし、上記の3校で学校林活動が活性化する契機となった北東中では、2003年大久保氏の異動以後、学校林活動は軌道に乗る前に2000年以前の活動内容に戻った。現在、OISCAからの働きかけが行われているが、カリキュラムとの兼ね合いなどもあり、委員会の設置までには至らず、現状維持という状況である。

このように、各校の再利用には中心人物が存在し、実現のために様々な障壁を乗り越えてきた。逆に、契約更新という時期は、外部機関による働きかけがなければ、学校林を消滅させる契機となるものであった。校務で手が回らない上に、手間のかかる学校林を所有するということは、負担以外の何ものでもないのである。甲府市の学校林が再利用され、消滅の危機を乗り越えたのは、これらの人物の尽力が功を奏したといえるであろう。

## III 小中学校における学校林活動の実態

### III-1 学校林の整備状況と活動内容

甲府市の学校林活動において、3校でほぼ同一の主体が参与した「学校林検討委員会」が組織されている。しかし、第2表に示すように、2005年度における4校の学校林の利用状況は異なる。そ

第2表 甲府市における学校林年間活動スケジュール (2006年現在)

	5月	6月	10月	11月	2月	3月
相川小 (5年)	学校林散策 (課題設定)	学校林散策 (課題の実践) 6月21日	学校林での活動 10月20日	学校林での活動 間伐・ネイチャーゲーム 11月1日	校内でシイタケの ホダ木作り 11月17日	シイタケのホダ 木設置
里垣小 (5年)		植林 林内の散策・観 察	ネイチャーゲーム 苗木の生長観察	樹木観察 苗木の生長観察	間伐見学 間伐体験 林内の散策・観察	
北中 (2, 3年)	5月13日 (2年) 崩壊地の植林 遊歩道の整備 間伐 俳句作り 合唱交流会	6月2日 (1年) 自然学習会 ネイチャーゲー ム	10月23日 (1, 2年合同) 崩壊地、遊歩道、広 場周辺の下草刈り、 植栽、間伐体験など ミニコンサート			
北東中 (1年)	5月23日 シイタケの ホダ木作り	6月20日 ホダ木設置 自然観察		11月28日 下草刈り 自然観察会 (樹木見本園観察)		

(各校資料及び聞き取りにより作成)

れは、学校の方針に加え、各校の学校林の立地、地形などといった自然条件や、活動を行う児童、生徒の学年などによって活動に制約が生じるためである。

第3表に示すように、学校林活動の再興期以降、各校で多様な活動が展開している。その内容は、大きくは委員会の有無により分かるといえる。

委員会が設置されていない北東中は、下草刈が中心である。学校林までの距離は近いものの学校林内の傾斜は急で、整備されている範囲は全区画の一部に留まっている。教員からの聞き取りによると、下草刈りは、以前は県などからの派遣による技術指導があったが、現在はないという。植林に関しては、植林する空間的余地がないために、現時点では予定されていない。今後の学校林の整備方針について、甲府市農林振興課に診断してもらう予定である。

一方、委員会が設置されている3校は、下草刈以外にも多様な活動がなされている。しかし、委員会の介在により画一的な活動が行なわれているわけではない。各校の方針やカリキュラムによりその性格は異なる。

まず、相川小の活動の特徴は、児童の主体性に任せることである。教員は、児童のアシストとい

う形態をとる。「基地作り」など「森林遊び」が、活動の中心にある。2005年度においては第2表に示すように、年間活動回数が一番多い。これは、児童が主体となって活動を段階的に発展させることを可能にする。しかし、区画全域の計画的な整備は、児童主体の活動であるためになされていない。

里垣小の活動は、下草刈りや植林、自然観察が主体である。相川小の森林遊びというよりは「森林体験」という要素が強い。児童が参加する活動は年4回であるが、台風などの自然災害や、クマの目撃情報などがあれば減少する。2004年度の活動は、クマが出たために年3回の活動であった。学校林活動は5年生の総合学習の時間に行なわれる。相川小と比べ、環境教育と理科的な要素が強い。そのために、観察などの活動の回数が多い。観察や散策といった活動は、年齢に応じた活動といえよう。学校林の整備状況は、教員が先頭に立っているために、相川小に比べて広い範囲でなされている。

里垣小と相川小には、ともに「学校林検討委員会」が組織されている。ほぼ同一の構成員による委員会であるが、両校の活動が同一ではない。学校林活動が外部機関からトップダウン的に行なわ

第3表 近年の学校林での活動内容

		相川小	里垣小	北中	北東中
活動回数		年4～5回 (学期に2回程度)	年4回前後	年2～3回	年3回
学 校 林 に 関 する 学 習 活 動		自然観察をもとに、学校林でどのようなことができるの課題設定をさせる(児童の主体性に任せる)	自然観察から、植物、木の実、昆虫などについての調べ学習 木の实を利用した工作(課題を設定させ、それに向けて観察、採集を行う)	森に関する講話 ホダ木作り 植生調査 学校林の地図作り 間伐材を利用した木工製作	森林の機能について学習 ホダ木作り 地域を知る学習の一環としての学校林
	学 校 林 で の 活 動	下草刈り 植林 巣箱・ベンチの設置 自然観察 ネイチャーゲーム ネームプレートの設置 外部委託による間伐	下草刈り 植林 巣箱・ベンチの設置 自然観察 ネイチャーゲーム 間伐体験	下草刈り 植林(崩壊地や遊歩道沿い) 巣箱・ベンチの設置 自然観察 ネイチャーゲーム 間伐体験 シイタケのホダ木設置 遊歩道の整備・造成 立て看板の設置 ミニコンサートの開催 間伐材の運び出し	下草刈り 植林(2004年以降は実施せず) 自然観察 巣箱の設置 シイタケのホダ木設置 遊歩道の整備

(各校資料及び聞き取りにより作成)

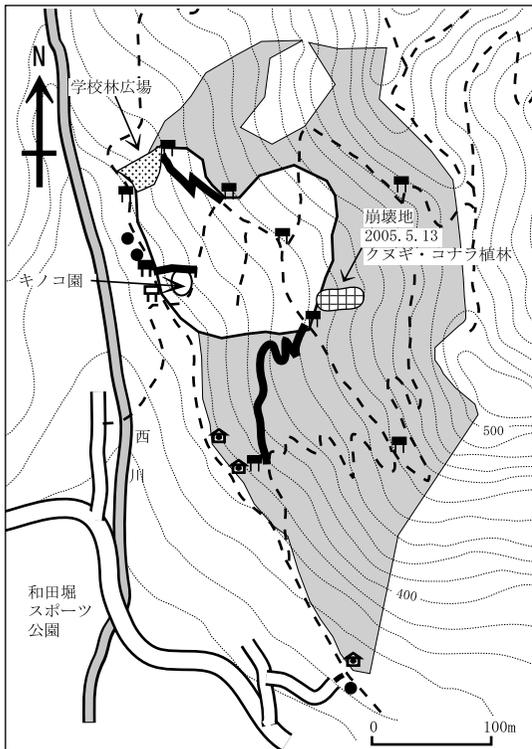
れず、各校からボトムアップ的に実践されていることが読み取れる。

また第3表によると、北中での活動は他の3校に比べて多岐に渡る。次に、この北中の活動を先進的事例として取り上げる。

### Ⅲ-2 北中における学校林活動の事例

#### 1) 学校林活動の内容

まず、甲府市における先進的事例として、2006年6月2日に参与観察を行なった北中の活動を取り上げる。北中の学校林は、他の3校と比べて最も広く、活動内容も最も多岐に渡る。整備状況については、区画の広範に渡って遊歩道が整備され、間伐も行われている(第3図)。「検討委員会」の



第3図 北中学校林における施設の配置  
(北中学校学校林運営委員会資料及び、  
現地調査により作成)

導入は最も遅いが、学校林活動は最も軌道に乗っているとみられる。

参与観察を行った日の学校林活動の行程は、第4表に示した通りである。参加者は生徒96名、引率教員が6名であり、外部からの参加は、山梨森林管理事務所から2名、山梨県中北林務環境事務所から1名、藤原造林から3名、OISCAから1名である。

整備活動は班毎に行い、半分が新たな遊歩道の増設と整備で、残り半分が案内板の製作である(写真1)。一班5名で、三班で一つのグループとなる。遊歩道は、生徒がクラス毎に決められた場所を担当する。教員1~2名と外部参加の1~2名が指導にあたる。1組は広場付近、2組は崩壊地付近、3組はキノコ園付近の増設整備を担当した。

遊歩道の整備は、階段や道の枠を間伐材でつくる。間伐材は、造林会社の社員がチェーンソーを使用して準備する。間伐は生徒が作業している間や昼休みに、造林会社の社員のみで行っていた。

案内板作りは、生徒に「木」の特性を理解させ

第4表 北中における2006年6月2日の学校林活動

時間	日程	生徒の動き
8:15	学校に集合 健康観察	
8:20	はじめの会	
8:30	出発	
9:10	和田堀スポーツ公園到着	トイレを済ませる 点呼をとる ヘルメットの受け取り
	学校林入り口へ移動	
9:40	キノコのホダ木設置	
10:10	学校林内広場に到着	健康観察
10:20	学校林整備活動のはじめの会	
10:30	班毎に作業	各クラス1~3班は遊歩道整備 4~6班は看板作り
12:00	作業を終了し、昼休み	
13:10	広場集合 班毎に作業再開	各クラス1~3班は看板作り 4~6班は遊歩道整備
14:30	作業終了	
14:40	学校林整備活動のおわりの会 集合・出発 学校林入り口へ移動	点呼をとる
15:10	和田堀スポーツ公園到着	ヘルメットを返却 トイレをすませる
15:20	和田堀スポーツ公園出発	
15:50	学校到着 おわりの会	健康観察
16:10	解散	

(北中学校学校林運営委員会資料より作成)

てから行う<sup>8)</sup>。生徒は決められた場所のものを、間伐材を使用して自由なデザインで作る。学校林の面積は、2003年より隣接する国有林と合わせて、「北中学校遊々の森」としたために広い<sup>9)</sup>。第3図に示すように遊歩道は広範に張り巡らされているため、案内板は重要な施設である。

昼休みは、昼食を摂った後、スポーツ公園のトイレに行く者や、林内を散策する者など、各自が自由に動いていた。林内の散策をする者は、個々人の興味関心に基づき動いていた。強制的に森林体験をさせられているというより、学校林という場を与えられ、それを契機として森林に対する生徒の関心が高まっていると見て取れた。

生徒の声からは森林に対する抵抗感はなかった。むしろ、「学校で授業を受けているよりはいい」という声も聞かれた。これは、消去的な意味として捉えることもできる。しかし、学校林活動に対するマイナスのイメージが少ないことの表れであろう。また、一部の生徒は、近所の山で遊ぶという経験があったものの、ほとんどの生徒は、学校林以外での「山で遊ぶ」という経験はなかった。その他にも、「こういう作業（整備など）は楽しい」という声も多く聞かれた。森林体験の乏しい生徒に、森林に対するマイナスイメージが少ないということは、次世代の森林保全の担い手を創出する契機となるために重要なことであろう。午後からは、入れ替わりで引き続きの作業である。以上のことが2006年6月2日の作業であった。



写真1 看板作りの様子（2006年6月）

## 2) 文化行事での利用

北中の学校林活動で、最も特徴的な活動例は、学校林において環境教育以外の活動を挙げることができる。具体的な環境教育以外の活動は、林内において俳句作りや合唱交流会、2004年からはミニコンサートを開いている。

これはOISCAからの提案である。学校林は、環境教育の場として以上の価値を持つものという考えから、このような活動が行なわれている。甲府市においては、特徴的だが、2003年に上野原市立上野原小学校で先駆的に行なわれている。この成功事例から、北中にも2004年の秋の学校林活動に導入された。

このミニコンサートは、外部から歌手や音楽家を招聘して開催するものである<sup>10)</sup>。生徒だけでなく、保護者、地元のロータリークラブ、地元民も参加することができる催しである。

しかし、まだ学校林の整備活動に、地元民らの参画は実施していない。ミニコンサートなどの開催により、外部に学校林の存在をアピールすることは意義あるものである。学校林は存在自体が、あまり認知されていない存在である。教員ですら、学校林を保有する学校に赴任しなければ、その存在を知る機会が少ない。外部への発信という面で、ミニコンサートは重要な契機となりうる活動であろう。

## 3) 学校林活動の問題点

以上のように、北中の学校林活動は比較的盛んに行なわれている。しかし、全て円滑に機能しているわけではない。予算や活動時間の確保、全ての生徒が肯定的にみているわけではない。

生徒の意見としては、大半が肯定的な意見で占められていたが、一部では「遠いから嫌だ」という声も聞かれた。より魅力的な活動により否定的な意見の生徒の興味関心を惹きつけることが出来れば、改善できる問題であろう。

予算の問題は、現時点で緑推や山梨県みどり自然課からの助成金により顕在化していない。この

助成金は、生徒の活動に対してのみ使用可能で、学校林自体の整備には使用できない。学校林の樹木が巨木化し、直接、生徒の手だけ管理しきれなくなった場合など、今後は助成金の問題が大きくなるであろう。

最大の問題は授業時間の確保である。現在は総合学習の時間により、学習指導要領の改訂前に比べれば、確保は容易になった。しかし、総合学習と選択科目で、コマ数が決められている。そのために、一般的な公立校では、選択科目を教科指導に充てることが通例化している<sup>11)</sup>。それらの学校と同範囲の教科指導をしなければならない。学校林活動を行なう学校は、その分コマ数が足りなくなるので、時間の確保が焦点となる。

指導要領の改訂は定期的に行なわれるものである。「ゆとり教育」の再評価が盛んに叫ばれるなか、今後、総合学習の時間が消滅する可能性もある。その場合、時間確保の問題はさらに緊急性が増し、より一層の対策を考える必要に迫られるであろう。

## IV 学校林活動の長期的継続に向けて

### IV-1 学校林活動の3つの段階

学校林に対する各校のアプローチの仕方は一様ではない。ほぼ同一の構成員から成る委員会が設置されているにもかかわらず、各校のカリキュラムには特色がみられる。共通することは、学校林活動が、学校側からボトムアップ的に実践されていることが読み取れる。

相川小学校林は、森林としての整備状況は不完全であるが、「森林遊び」の場として利用されている。児童に森林での「楽しい思い出」となることは、人材育成の場として、マイナスにはならないであろう。里垣小学校林は、森林としては整備が進んでいるが、環境教育や理科的要素が強い。北東中学校林は、全域が整備されているわけではない。しかし、他校が「空白の時代」であった1970年頃から2000年までの間も、積極的なものではなかったが、継続的に活動は行われていた。

北中学校林は、広範に整備が行き届いている。活動内容も、環境教育の場だけに留まらず、ミニコンサートなどの行事の場としても利用されている。

これらのことから、各校の活動は様々な段階に位置すると考えられる。北東中の下草刈を中心とした活動は、他の3校と比較すると後進的にみえる。その段階から、相川小の「森林遊び」か、里垣小の環境教育の場としての活用の段階に派生し、先進的な事例として北中の活動の段階に発展していくように考えられる。

しかし、この段階は学校林活動の優劣を表すものではない。各校のカリキュラムなどを含めた教育方針や教員の専門性などの実情に左右されるところが大きい。重要なことは、負担となりうる学校林活動が継続していることである。国土緑化推進機構（2002）によると、学校林を保有していても、活用していない学校が大半である。学校林活動が行われることにより、児童・生徒の森林体験の場を供給できる。その中で、いかなる活動が展開されるかは、各校の実情に則して決定されるべきものである。各校での学校林のおかれる条件は異なり、県単位で画一的なマニュアルが策定されるのは不適當である。

現在、甲府市の学校林活動はボトムアップ的に展開しており、学校側から能動的に行われているといえる。委員会の設置などで、活動が長期的に行なわれる素地は整いつつある。児童・生徒にとっての森林体験の場として、機能し続けるであろう。

### IV-2 学校林である意義

学校が学校林を持つことは、管理の必要性などから負担となりうる。学校林であるという必要性は、どのように担保されるのであろうか。

長期の育期を必要とする森林は、継続的に関わる必要性を持つ。児童・生徒においては、先輩から受け継がれ後輩に引き渡すという、歴史性のなかに自らを位置づけることができる。これは自分の在籍学年を超えた責任を生み出しうる。

このことは、相川小の活動事例から読み取れる。

さらに相川小の活動は児童主体に行われる。基本的に5年生児童の発案のもとに活動は展開する。この中で、活動案の手本として、6年生が前年の活動内容を、5年生の前で発表する。発表の趣旨は、学校林をいかに引き継ぐのかというものである。このようにして、学校林活動は代々引き継がれていくように体系づけられている。

これは森林が歴史的に運営されることの原動力となりうる。そうすれば、児童・生徒が卒業後もその学校林や森林に継続的に関わっていくことの契機になる可能性を秘めているであろう。

### IV-3 学校林活動への支援体制

上記のような活動が展開する基盤として、外部からの支援が必要である。甲府市において、学校林活動が行なわれている背景には、コーディネーターが自らの体験に基づいた活動を、隣接する学校に伝播させたことがある。そうして委員会の設置などを経て、学校林活動が継続する素地は整いつつある。聞き取りでは委員会に関わるメンバーの一部は日常的にも会い、親睦や議論を深めているということであった。

しかし、先述したように時間の確保や各機関の学校林への関り方など問題も残されている。委員会に関わるメンバー間の繋がりのみで、必ずしも学校林活動が継続する訳ではない。いかに、学校教育の中に組み込まれるかが必要である。

また、現行の支援助成は、学校林活動自体のみ適用される。学校林を利用するための基盤整備には適用できない。そのために、長年放置された学校林を再活用するという時には使えない。学校や現場の支援者からは、助成金の使用用途の拡大を望む声も聞かれた。甲府市においては、助成金の用途拡大の緊急性に直面していない。しかし、学校林活動を拡大するには、全国の放置された学校林を掘り起こす必要がある。そのためには、助成金の用途に関する見直しを求められよう。学校と外部機関の支援者が、より一層の連携をとる必要があるであろう。

## V おわりに

本稿では甲府市における学校林活動といくつかの事例を説明した。その結果、忘れられた存在となった学校林が、再活用される契機として、外部機関のはたらきかけや総合学習の導入といったものが明らかになった。

学校林活動は、各校のカリキュラムの中に位置づけられているが、教科指導の時間確保との関係から、流動的なものであることが明らかになった。学校林は、2000年以降では環境教育の場として活用されている。具体的事例を通して、各校の学校林の位置づけは、環境教育という枠組みの中で異なる。それは、OISCAなどの参画者がほぼ同一の「学校林検討委員会」を組織していても、同一の活動が行なわれていないのである。

例えば、相川小の事例からは、児童の主体性に基づきながら、学校林活動が継承されている。このことは、学校が負担となりうる学校林を所有する意義の根拠となりうるであろう。また、北中の事例からは、学校林に対して、生徒から好意的な印象を抱いている。学校林が森林体験の場としての役割を担うためには重要なことである。さらに環境教育の場としてのみではなく、学校における文化行事の会場としての役割も持っていることが明らかになった。

以上のように、各校で多様な学校林活動が展開し、そこではOISCAや行政などの多くの外部関係者が参画している。しかし、ここでは、どの事例が良いということではなく、いかに活動が継続していくかが問題となる。児童・生徒に学校林で活動する場を提供し続けることが重要であろう。学校林が果たす役割は、学校林が活動の場として存在し続けることであり、森林での「経験」を持たせることである。そうすることにより、「森林保全」や「環境」に対する意識を植え付ける契機となりうる。「環境ボランティア」など広い意味での、次世代への森林保全の担い手創出への可能性となりうるのではないだろうか。

現地調査を5月31日から6月5日にかけて行った。掲載した写真は期間中に高橋が撮影したものである。本報告の調査にあたり、甲府市立相川小学校、里垣小学校、北東中学校、北中学校ならびに甲府市教育委員会ははじめ、山梨県緑自然課、山梨県緑化推進機構、国土緑化推進機構、そして財団法人OISCAの皆様が惜しまない協力をいただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

#### 【注】

- 1) 甲府市においては、相川小が1.82ha、北東中2.53haであり、里垣小と北中については、分収契約を結んでいるものは1.5haと1.98haである。
- 2) 山梨県みどり自然課に報告があったもののみ。
- 3) 相川小学校林は学校から徒歩30分、北中は徒歩40分、北東中は15分である。里垣小は徒歩で行くには困難で、児童数も少ないことから、タクシーに分乗して学校林まで行く。
- 4) 冷戦下の1957年、ソビエト連合が初めて人工衛星の打ち上げに成功した。西側諸国は、対抗策として技術者の養成を急務とした。その影響は、学習指導要領にまで波及し、理数科目の大幅な増大が行われ、学校教育に多大な影響を与えた。
- 5) 2000年に、北東中校長として再着任。
- 6) 田中氏からの聞き取りによると、「(現在の他校の活動と比較すると)当時の活動は、細々としたものであった」と表現された。
- 7) 現在、山梨県の学校林活動を支援する企業は、松下電器産業(株)、アビオ(株)である。
- 8) 2006年6月2日の活動では、山梨森林管理事務所職員が、「木」の特性についてレクチャーを行った。
- 9) 8.77haが「北中学校遊々の森」として設定されている。
- 10) 例えば、2005年は吉川正夫氏、こんのひとみ氏ら6名を招いて音楽会が実施された。
- 11) 最近では、科目の未履修について社会問題となり、見直しが図られると考えられる。

#### 【文 献】

- 大分県立三重農業高等学校(1984)。伝統を受継ぐ学校林活動。林野時報, 31(1), 15-17.
- 奥山洋一郎・茂田和彦(2003):学校林の歴史と現状。森林科学, 37, 4-9.
- 小澤洋一(1993):学校林の研究-雫石町の事例。林業経済研究, 123, 95-99.
- 国土緑化推進機構(1998):『学校林現況調査報告書(平成8年調査)』.
- 国土緑化推進機構(2002):『学校林現況調査報告書(平成13年調査)』.
- 国土緑化推進機構(2005):『学校林活用のすすめ-学校林の活性化のための「円卓会議」より』.
- 坂井武夫(1989):学校林と教育-その変遷と現状-。森林文化研究, 10, 191-202.
- 島田欣也(2003):学校林活動の活性化を目指して。森林科学, 37, 23-27.
- 竹本太郎(2005):熊本県小国町における学校林の存続要因。コモンズと生態史研究会報告書, 57-73.
- 東京大学大学院農学生命科学研究科 森林科学専攻林政学研究室(2001):『学校林活用の手引き-新たな利用に向けて-』国土緑化推進機構.
- トゥアン・イー・フー著, 山本 浩訳(1993):『空間の経験-身体から都市へ-』筑摩書房.
- 服部 聖(2003):学校林から学ぶもの-団地開発の中で残された雑木林が、子ども達にとって宝物-, 森林科学, 37, 16-22.
- 藤島弘純・大嘉徳男・田邊芳紀(2001):学校林の必要性和その育成に関する実践的研究。鳥取大学教育地域科学部教育実践研究指導センター研究年報, 10, 11-18.
- 水野 潔(1989):学校林など森林を利用した教育活動の実例-100本・100年継続測定3代続いている学校林活動-愛知県旭町立築羽小学校。林野時報, 36(7), 15~19.
- 山梨県森林環境部・山梨県教育委員会・(財)山梨県緑化推進機構(2001):『森林環境教育へのアプローチ-学校林活用の手引き-』.